



### ★複数大学による教育連携

**連合大学院**  
(大学院設置基準第7条の2)

- ◆ 複数の大学が協力して教育研究を行う。
- ◆ **基幹となる大学院に研究科を設置**

**共同教育課程**  
(大学設置基準第43条、  
大学院設置基準第31条)

- ◆ 共同教育課程制度は、国公私を通じて複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育プログラムを編成する仕組みを創設するもの。
- ◆ 共同教育課程を編成する**構成大学それぞれに学科等の実施組織（共同学科等）を設置**

特定の学部を置き、又は学科を設ける**大学には**、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ定める附属施設を置くものとする。

（例外）附属病院について、医療法第70条第1項に規定する参加法人（地域医療連携推進法人）が開設する病院（医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）も認められる。（現在のところ事例なし）

### 大学等連携推進法人（仮称）による連携

- ◆ グランドデザイン答申を踏まえ、国公私の枠組みを超えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど各大学等の強みを生かした連携を可能とする制度を導入する。
- ◆ 具体的には、複数大学の参画の下、①地域や分野における大学間の連携推進方針を策定し、②連携推進業務を目的とする一般社団法人を、③文部科学大臣が認定し、④教学面での**一定の規制緩和措置**を認める制度

※一法人傘下の大学間及び大学等連携推進法人における参加大学間に限定して認める

- ◆ 授業科目の共同開設  
→複数大学間で一定の要件を満たす教学管理体制を構築している場合には、参加大学の一つが中心となって開設した授業科目をその他の参加大学において「**自ら開設**」したものとみなす。
- ◆ 共同教育課程（共同学位）の促進  
→現行制度では、修了者に対し、構成大学の連名学位を授与するため、各大学の名義の学位を授与するに値する程度の履修を確保し、共同教育課程及び学位の質を確保することを目的に、概ね修了に必要な単位数の4分の1程度を最低取得単位数としている。  
→**最低取得単位数を緩和**することを検討してはどうか。
- ◆ 教職課程の共同設置

中央教育審議会大学分科会で検討中の事項（変更となる可能性あり）

※学部、研究科の設置形態に影響するような変更は、現在のところ検討されていない

● 関連法令

【学校教育法】

- 第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。
- 第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。
- 第九十六条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。
- 第九十七条 大学には、大学院を置くことができる。
- 第一百条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。
- 第一百三十三条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第八十五条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

【学校教育法施行規則】

- 第百四十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。
- 2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。
- 3 第一項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものであって国際的な研究活動の中核としての機能を備えたものは、国際共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

【大学設置基準】

- （学部）
- 第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。
- （学科）
- 第四条 学部には、専攻により学科を設ける。
- 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。
- （課程）
- 第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。
- （学部以外の基本組織）
- 第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。
- 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
- 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
- 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
- 2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十二条の四第一項に規定する専門職学科、第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。
- 3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。
- （附属施設）
- 第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

又は体育に関する学部又は学科	又は薬学に関する学部	学 科 水産増殖に関する	水産学又は商船に関する学部	畜産学又は学 科	獣医学に関する学 科	林学に関する学 科	農学に関する学 部	医学又は歯学に関する学 部	教員養成に関する学 科	学部又は学 科	
体育館	薬用植物園（薬園）	養殖施設	練習船（共同利用による場合を含む。）	飼育場又は牧場	家畜病院	演習林	農場	附属病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人が開設する歯学（医学又は歯学）に関する学部の教育研究に必要な病院研究の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）を含む。	附属病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条第七項に規定する幼児連携型認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう。）	附属学校又は附属幼稚園（就学前の子どもに教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条第七項に規定する幼児連携型認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう。）	附属施設

- 2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

#### 【大学設置基準】

- （薬学実務実習に必要な施設）

第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

- （共同教育課程の編成）

第四十三条 二以上の大学は、その大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

- 2 大学は、共同教育課程（大学院の課程に係るものを含む。）のみを編成することはできない。
- 3 構成大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

#### 【大学院設置基準】

- （研究科）

第五条 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。

- （専攻）

第六条 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。

- 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。

- （複数の大学が協力して教育研究を行う研究科）

第七条の二 大学院には、二以上の大学が協力して教育研究（第三十一条第二項に規定する共同教育課程（次条第二項、第十三条第二項及び第二十三条の二において「共同教育課程」という。）及び第三十六条第一項に規定する国際連携教育課程（第十三条第二項及び第二十三条の二において「国際連携教育課程」という。）を編成して行うものを除く。第八条第四項において同じ。）を行う研究科を置くことができる。

- （研究科以外の基本組織）

第七条の三 学校教育法第百条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科以外の基本組織」という。）は、当該大学院の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
- 二 教育研究上必要な相当規模の教員組織その他諸条件を備えること。
- 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
  - 2 研究科以外の基本組織（工学を専攻する研究科以外の基本組織を除く。）に係る第九条に規定する教員の配置の基準は、当該研究科以外の基本組織における専攻に相当する組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の専攻に係るこれらの基準（共同教育課程を編成する専攻及び第三十五条第一項に規定する国際連携専攻に係るものを含む。）に準ずるものとする。
  - 3 この省令において、この章及び第九条を除き、「研究科」には研究科以外の基本組織を、「専攻」には研究科以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

- （共同教育課程の編成）

第三十一条 二以上の大学院は、その大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。

- 2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。